

札幌市子ども・子育て会議の概要

1 設置根拠

幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に進めることを目的に制定された「子ども・子育て支援法」第77条に基づく合議制の機関として、札幌市では、平成25年6月に「札幌市子ども・子育て会議条例」を制定し、本市の附属機関として「札幌市子ども・子育て会議」を設置しました。

2 委員

国の「子ども・子育て会議」を参考に、①子どもの保護者、②事業主を代表する者、③労働者を代表する者、④子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、⑤子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、といった幅広い分野から25名で構成しています。なお、子育て当事者など公募委員を3名選考しました。

また、委員は、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する「特別職の地方公務員」に該当します。

3 所掌事務

- (1) 「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定・変更に関する事項
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議に関する事項
- (3) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項
- (4) 幼保連携型認定こども園の設置の認可等に関する事項
- (5) その他子ども・子育て支援等に関すること

【具体的な協議内容】

- ①札幌市の新たな子ども施策に係る計画（子ども・子育て支援事業計画と一体的）の策定及び進捗管理（詳細は資料5-2参照）
- ②現行の「さっぽろ子ども未来プラン（後期計画）」（平成26年度まで）の進捗管理
- ③給付の対象となる施設・事業の個々の利用定員の設定（給付の対象となる施設・事業は資料4参照）
- ④幼保連携型認定こども園の設置の認可等

※（3）（4）の審議の方法等については、第2回会議で説明予定。

4 今後の開催スケジュール（予定）

平成25年度 (3回程度)	【第1回】ニーズ調査内容の検討（10月10日） 【第2回】現計画の分析、部会の設置（11～12月） 【第3回】ニーズ調査結果の報告、計画骨子の作成 (平成26年2～3月)
平成26年度 (5回程度)	・札幌市子ども・子育て支援事業計画策定 (平成26年10月をめどに素案を確定)
平成27年度以降	・事業計画の進捗状況の点検・評価等

